

○東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日

告示第 6 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する民間の学童クラブ（以下「民間学童クラブ」という。）を利用する児童の保護者のうち、生活保護世帯等に属するものの経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、東海村補助金等交付規則（平成 1 8 年東海村規則第 4 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 同一世帯において補助対象者と生計を一にする児童（以下「対象児童」という。）がいること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に基づく保護を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属していること。

イ 世帯員全員の当該年度（4 月分又は 5 月分の保育料補助にあつては、その前年度）の市区町村民税が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）に属していること。

ウ 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）第 6 条第 1 項の認定を受け、かつ、対象児童を養育している者（以下「ひとり親等」という。）であること。

(3) 月を単位として対象児童が継続的に民間学童クラブを利用していること。

(4) 対象児童が民間学童クラブを利用した月の属する年度において、村内に住所を有し、かつ、本村の住民基本台帳に記録されていること。

(5) 民間学童クラブに支払う保育料（民間学童クラブが事業の運営に関する規程にあらかじめ定めて保護者から1月ごとに徴収する費用をいい、おやつ、給食代、行事参加費等の実費を除くものをいう。以下同じ。）に未納がないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象児童の利用に係る保育料とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表左欄に掲げる区分ごとに、同表中欄に掲げる額とする。ただし、同表右欄に掲げる額を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでに掲げる補助対象者の区分に応じ、当該アからウまでに定める書類の写し

ア 生活保護世帯 生活保護を受けていることを証する書類

イ 非課税世帯 市区町村民税課税証明書等（交付申請時において最新のものに限る。）。ただし、当該税情報が村にあり、村が行う課税状況調査に同意した場合を除く。

ウ ひとり親等 児童扶養手当証明書

(2) 東海村民間学童クラブ利用証明書（様式第2号）

(3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる期間の利用に応じ、それぞれ当該各号に定める日までにしなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(1) 4月から9月まで 10月末日

(2) 10月から3月まで 3月末日

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

(調査)

第7条 村長は、必要があると認めたときは、交付決定者から随時報告を求め、保育料の納付状況について調査するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しないこと又は第2条第2号アからウまでに掲げる要件に変更があったことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき

は、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付決定取消通知書（様式第

4号)により交付決定者に通知するものとする。

- 3 村長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付決定者に補助金を交付しているときは、既に交付した補助金の額の全部又は一部を東海村民間学童クラブ保育料補助金返還通知書(様式第5号)により期日を定めて交付決定者に返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助金の額(月額)	限度額(月額)
生活保護世帯	補助対象経費の額	児童1人当たり5,000円
非課税世帯	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額	児童1人当たり2,500円
ひとり親等	補助対象経費の額から児童1人当たり5,000円を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額	児童1人当たり2,000円

(表面)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

東海村長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

東海村民間学童クラブ保育料補助金交付申請書兼請求書

東海村民間学童クラブ保育料補助金の交付を受けたいので、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

なお、この申請書に関して村が保有する私に関する住民基本台帳情報及び村税の納付状況について、村が調査することに同意します。

フリガナ		性別	生年月日
利用児童氏名		男・女	年 月 日
利用する学童 クラブ名			
学校名・学年	小学校 年		
申請期間	年 月～ 年 月分		
要 件	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯 ☐ ひとり親等		

添付書類

- (1) 補助対象者の要件を証する書類の写し
- ア 生活保護世帯 生活保護を受けていることを証する書類
- イ 非課税世帯 市区町村民税課税証明書等 (交付申請時において最新のものに限る。)
- ※ 当税情報が村にあり、村が行う村税納付状況調査に同意した場合は、添付不要
- ウ ひとり親等 児童扶養手当証明書
- (2) 東海村民間学童クラブ利用証明書 (様式第 2 号)
- (3) その他村長が必要と認める書類

(裏面)

補助金の振込先

金融機関等名	銀行・金庫 信組・農協		本店・本所 支店・支所			
預金口座名	1 普通	・	2 当座	・	3 別段	
預金口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

東海村長 様

住所（所在地）
団体名
代表者氏名

東海村民間学童クラブ利用証明書

東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱第 5 条第 1 項の
規定により，下記のとおり児童が学童クラブを利用したことを
証します。

記

児童氏名	
------	--

利用年月	保育料 (おやつ，給食代，行事参加費等の実費を除く。)	
年 月		円
年 月		円
年 月		円
年 月		円
年 月		円
年 月		円
合 計		円
確認事項	☐	上記児童について，保育料の未納はありません。

様式第 3 号（第 6 条関係）

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長



東海村民間学童クラブ保育料補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付で申請のあった東海村民間学童クラブ保育料補助金については、下記のとおり交付すること（下記の理由により不交付と）決定したので、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

利用児 童 名		
要 件	□ 生 活 保 護 世 帯 □ 非 課 税 世 帯 □ ひ と り 親 等	
交 付 対 象 期 間	年 月 から 年 月 まで	
交 付 決 定 額	金 円	
内 訳		
対 象 月	保 育 料	補 助 金 額
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
備 考		

（不交付の理由）

様式第4号（第8条関係）

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村民間学童クラブ保育料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した東海村民間学童クラブ保育料補助金については、下記の理由により全部（一部）を取り消すことに決定したので、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付取消額 | 金 | 円 |
| 2 | 取り消した理由 | | |

様式第5号（第8条関係）

東海村指令第 号
年 月 日

様

東海村長 印

東海村民間学童クラブ保育料補助金返還通知書

年 月 日付け東海村指令第 号をもって
取り消した東海村民間学童クラブ保育料補助金については、既に当該補助金が交付されているので、東海村民間学童クラブ保育料補助金交付要綱第8条第3項の規定により下記のとおり返還くださるよう通知します。

なお、この通知により返還を命じられ、これを下記の返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を村に納付しなければなりませんので御注意ください。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|-----|
| 1 | 補助金の既決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金の返還期限 | 年 | 月 日 |
| 5 | 補助金の返還を命ずる理由 | | |

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）